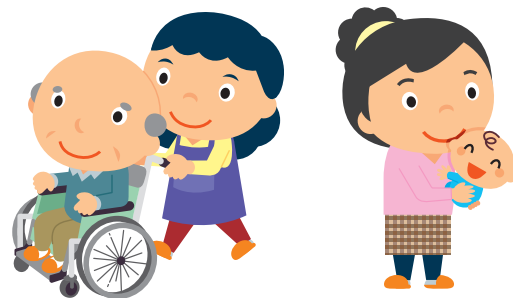




調査の結果はこのように利用されています

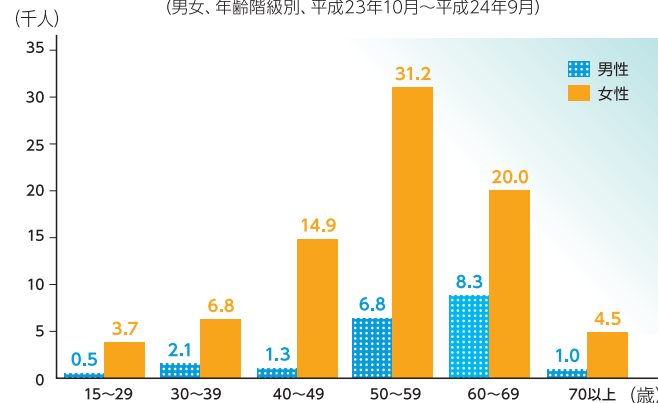
「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)など国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における雇用対策などの各種施策に活用されています。

- 雇用に関する各種施策の企画・立案
- 職業能力の開発、人材の育成
- 育児、介護・看護と就業の両立支援



介護のために離職する人は年間10万人を超える

介護・看護を理由とする離職者数
(男女、年齢階級別、平成23年10月～平成24年9月)

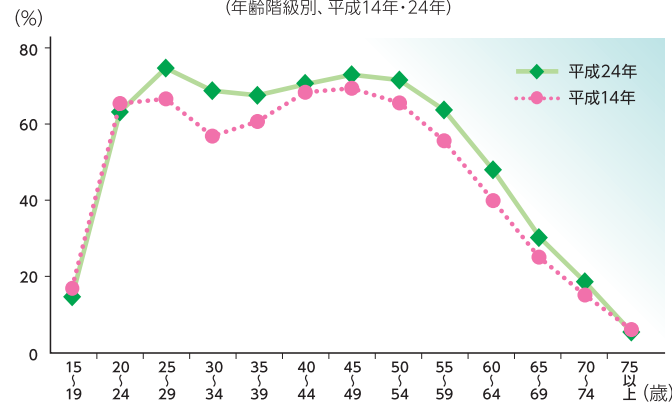


就業構造基本調査の結果から、介護のために離職する人は年間10万人を超えることが分かりました。このような背景から、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を実現するための計画である「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」を目標に掲げています。

例えば

30～34歳の女性有業率が10年で約10ポイント上昇

女性の有業率の推移
(年齢階級別、平成14年・24年)



女性の有業率(平成24年)を10年前と比べると、特に「30～34歳」が11.4ポイント上昇し、いわゆるM字型カーブの底が浅くなっていることが分かります。女性の有業率やM字型カーブの変化は、女性の活躍推進に関する重要な指標の一つとして注目を集めています。

国の重要な統計調査のお知らせです

平成29年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します

皆様のお住まいになる地域が調査対象となりました

就業構造基本調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する、国の重要な統計調査です。皆様のお住まいになる地域に調査をお願いすることになりましたので、本日はそのお知らせにまいりました。

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

調査をお願いするお宅には、9月下旬に改めて調査員が伺い、調査票をお配りしますので、ご回答をお願いいたします。



平成29年 就業構造 基本調査

働く人の明日をつくる。

就業構造を把握し、みなさんの未来に役立てます。
調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

調査についてのお問合せは

■ 就業構造基本調査コールセンター

☎ 0570-07-1937

■ IP電話の場合

☎ 03-6748-1970

設置期間 平成29年8月25日(金)から10月26日(木)まで 受付時間 午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用いただけます。)

おかけ間違いのないようにご注意ください。

※ ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合、それぞれ所定の通話料金となります。

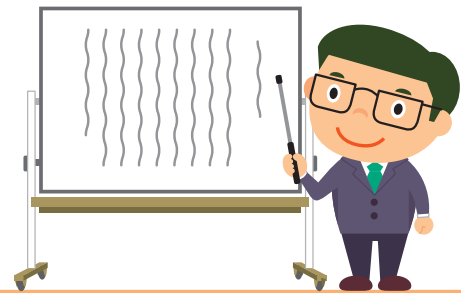
※ IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

通信欄

平成29年就業構造基本調査のお知らせ

日本の就業・不就業の実態を明らかにする調査です

ふだん仕事をしているかどうか、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについて調査します。
この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年ごとに実施する調査です。



回答の義務があります



統計法では、基幹統計調査の対象となられた方には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には、調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

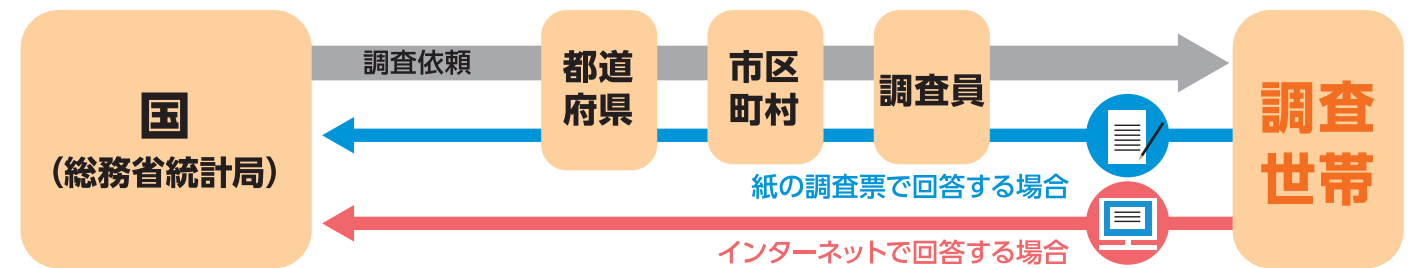
調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます



全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国から偏りなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選ばれます。また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から無作為に選ばれます。調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。

調査はこのような流れで行われます

調査の回答にあたっては、インターネットで回答するか、紙の調査票で回答するかを選択いただけます。



調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

調査員は都道府県知事又は市区町村長が発行した「調査員証」を必ず携帯しています。

- 調査員は、都道府県知事又は市区町村長が任命した特別職の地方公務員です。
- 調査員は、調査地域の世帯を確認するため、すべてのお宅を訪問し、世帯主又は代表者の氏名と住所を伺います。
- 調査をお願いする世帯には、改めて調査員が訪問し、調査書類の配布や、ご記入いただいた調査票の回収及び記入状況の確認を行います。



！かたり調査にご注意ください。

- 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答せずに、速やかにお住まいの都道府県、市区町村又はコールセンターにお知らせください。

個人情報情報は厳重に保護されます



就業構造基本調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されています。

インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。